

公立大学法人熊本県立大学 定 款 の 概 要

目的（第1条関係）

この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

名称、設立団体、事務所の所在地等（第2条～第7条関係）

名 称：公立大学法人熊本県立大学
大 学 の 設 置：熊本市に熊本県立大学を設置
設 立 団 体：熊本県
事務所の所在地：熊本市月出三丁目1番100号
法 人 の 種 別：特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人
公 告 の 方 法：熊本県公報に登載

役員・審議機関（第8条～第23条関係）

役員の数（第8条関係）

- ・ 理事長 1人
- ・ 副理事長（学長） 1人
- ・ 理事 3人以内
- ・ 監事 2人以内

役員職務と権限（第9条関係）

- ・ 理 事 長：法人を代表、法人の業務を総理
- ・ 副理事長：法人を代表、理事長を補佐。法人業務を掌理
理事長職務代理(事故のとき)
理事長職務執行(欠員のとき)
- ・ 理 事：理事長・副理事長を補佐。法人業務を掌理
理事長・副理事長職務代理(事故のとき)
理事長・副理事長職務執行(欠員のとき)
- ・ 監 事：法人の業務を監査、理事長・知事への意見提出

役員等の任命（第10条～第13条関係）

- ・ 理事長：知事が任命
- ・ 学 長：理事長とは別に任命
学長選考会議を設置し、当該会議の選考に基づき理事長が任命
任命された学長は、副理事長に就任
- ・ 理 事：理事長が任命（事務局長及び副学長は、理事に就任）
学外者含む。
- ・ 監 事：知事が任命

役員任期（第14条関係）

- ・理事長：4年
- ・副理事長：学長の任期（法人の規程）
- ・理事：4年
- ・監事：2年

学長選考会議（第11条第2項～第9項関係）

- ・経営会議、教育研究会議のそれぞれから3人（学外者含む）を選出し、計6人で構成 学長たる副理事長は除外
- ・議長：構成員の互選

理事会（第15条～第17条関係）

- *機能：法人の重要事項に関する最高審議機関
= 後掲の審議事項については、理事会の議を経なければ、理事長は決することができない。
- ・構成員：理事長、副理事長、理事で構成
- ・招集：理事長が招集
理事長は、構成員から会議の目的たる事項を記載した書面を提出して要求があったときは、招集しなければならない。
- ・議長：理事長
- ・成立要件：構成員の3分の2以上の出席
- ・議決：出席者の過半数、可否同数の場合は議長裁決
- ・監事意見：監事は、意見陳述可
- ・審議事項
 - (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する事項
 - (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (5) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、方針に関するもの
 - (6) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - (7) その他理事会が定める重要事項

経営会議（第18条～第20条関係）

- *機能：法人の経営に関する重要事項を審議。
- ・委員：8人以内（理事長、副理事長、理事（事務局長、学外者）、学外者（理事長任命、総数の半数以上））
任期は、2年。再任可。
- ・招集：理事長が招集。
理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を提出して要求があったときは、招集しなければならない。
- ・議長：理事長
- ・成立要件：委員の3分の2以上の出席
- ・議決：出席者の過半数、可否同数の場合は議長裁決

・審議事項

- (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数、福利厚生その他法人の経営に関するもの
- (7) 職員（教員を除く）の人事及び評価に関する事項のうち、方針に関するもの
- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他法人の経営に関する重要事項

教育研究会議（第21条～第23条）

*機能：大学の教育研究に関する重要事項を審議

・委員：13人以内（学長、事務局長、副学長、学部長、学長が定める重要な組織の長、学外者（学長の申出に基づき理事長が任命））

学外委員の任期は、2年 再任可

・招集：学長が招集

学長は、委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を提出して要求があったときは、招集しなければならない。

・議長：学長

・成立要件：委員の3分の2以上の出席

・議決：出席者の過半数、可否同数の場合は議長裁決

・審議事項

- (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (7) 教員の人事及び評価に関する事項（第20条第6号に係るものを除く。）
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

業務の範囲及びその執行（第24条～第25条）

業務の範囲（第24条）

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 法人における教育研究の成果の普及及びその活用を通じ、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

業務方法書（第25条）

法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

資本金等（第26条～第27条）

資本金（第26条）

法人の資本金については、熊本県が出資し、資本金額は、大学の土地・建物について出資日現在の時価を基準として熊本県が評価した額とする。

解散に伴う残余財産の帰属（第27条）

法人が解散した場合、その債務弁済後の残余財産は熊本県に帰属させる。

雑則（第28条）

規程への委任

法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附則

施行期日：法人の成立の日から

学長の任命に関する特例：最初の学長

- ・選考会議の選考に基づくことを要しない。
- ・任期は、4年